4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者
⑵　予決令第71条第１項に該当すると認められる者
5　競争参加者の資格及びその審査
衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年６月27日議長決定）により行う。
6　資格審査結果の通知
資格審査の結果は書面により通知（郵送）する。
7　資格の有効期間
平成28年４月１日から平成30年３月31日までとする。なお、上記２のなお書により随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成30年３月31日までとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
3⑶に同じ

競争参加者の資格に関する公示

防医大㉗病棟改修建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成27年11月20日

支出負担行為担当官
北関東防衛局長　小柳　真樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
1　工事名　防医大㉗病棟改修建築工事
2　工事場所　埼玉県所沢市
3　工事概要　防衛医科大学校（埼玉県所沢市）における東病棟改修、進学課程校舎改修及び研修医官棟改修等に係る建築工事
ア　東病棟改修　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上12階建て／地下１階　規模　建物延べ面積　約27,000㎡　改修範囲　５階から地下１階まで　約6,000㎡　工事内容　耐震補強、内装改修、外壁改修、防水改修等
イ　進学課程校舎改修　構造　鉄筋コンクリート造　２階建て　規模　建物延べ面積　約1,900㎡　工事内容　耐震補強、内装改修、外壁改修、防水改修等
ウ　研修医官棟改修　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　８階建て　規模　建物延べ面積　約4,100㎡　工事内容　耐震補強、内装改修、外壁改修、防水改修等
エ　交換機室新設　構造　鉄筋コンクリート造　２階建て　規模　建物延べ面積　約210㎡
オ　詳細図等作成業務　一式（研修医官棟改修）
4　工期　平成29年３月31日まで。
ただし、交換機室新設については、平成28年11月30日までとする。
5　競争参加資格申請書の交付
⑴　交付期間　平成27年11月20日から平成28年２月24日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成28年２月24日は午後５時まで。なお、紙による交付は午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は以下のとおり。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査係　電話048―600―1800（内線2442又は2443）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成27年11月20日から同年12月10日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。
ア　平成27・28年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記7⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年12月11日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。
ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において建築一式工事で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格において建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、制震構造を採用した建物の新設建築工事または制震構造による耐震補強工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「防医大㉗病棟改修建築工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。